

児童虐待防止事業

- (1) 児童虐待の防止と虐待につながる可能性のある世帯の早期発見のため啓発活動などを実施するとともに、虐待の疑いがある旨の通告等に対しては、訪問調査等を行うなど必要な対応を行った。
- (2) 支援や見守りの必要な児童に関する情報を共有し、適切な対応を行うため河内長野市要保護児童対策地域協議会※を開催した。

※ 河内長野市要保護児童対策地域協議会…

河内長野市内で発生する児童虐待などの要保護児童の問題に対し、地域の各関係機関及び団体間における連携及び連絡を密にし、適切な対応を行うため、児童福祉法第25条の2の規定により設置された機関。構成は、①子ども子育て課、②子ども子育て総合センター、③健康推進課、④人権推進課、⑤消防総務課、⑥学校教育課、⑦大阪府富田林子ども家庭センター、⑧大阪府富田林保健所、⑨大阪府河内長野警察署、⑩一般社団法人河内長野市医師会、⑪河内長野市歯科医師会、⑫河内長野市私立幼稚園連絡協議会、⑬河内長野市民間保育園連絡協議会、⑭河内長野市民生委員児童委員協議会、⑮河内長野市主任児童委員で組織し、うち、①、②、③、⑥、⑦、⑧で実務者会議を開催する。

1. 要保護児童対策地域協議会

- (1) 代表者会議、実務者会議等の開催

河内長野市内で発生する児童虐待に対し、地域の各関係機関及び団体間における連携及び連絡を密にし、適切な対応を行うため、河内長野市要保護児童対策地域協議会を開催した。開催回数は次表のとおりであった。

会議種別	開催回数
代表者会議	1回
実務者会議	5回
事例検討会議	55回

- (2) 実務者会議研修会の開催

実務者会議の担当者を中心に処遇困難ケースなどを事例とした研修会を実施した。研修会は計3回実施し、参加者は延べ91名であった。

2. 児童虐待防止月間に伴う一般研修会

児童虐待防止月間（11月）に合わせて河内長野市要保護児童対策地域協議会などの関係機関や一般市民を対象とした研修会を開催した。

研修内容	里親シンポジウム「家庭のあたたかさを必要とする子どもたち」
日時	平成27年11月19日（木）午後2時～午後4時
場所	市民交流センターキックス3階大会議室
参加人数	63名

3. 家庭訪問支援事業

児童の養育の支援が必要な家庭に子育て支援アドバイザー及びホームヘルパーを派遣し、対象家庭が安定した乳幼児の養育を行い、もって児童福祉の向上を図った。

支援の種類	訪問回数
ヘルパー支援	25回